

別表 5
 独立行政法人等が扱う申請・届出等以外の手続で平成 15年度までにオンライン化実施方策提示が困難な手続

手続名	根拠法令名	法令種別	法令番号			根拠条項				手続 タイプ	オンライン 化できない 理由	備考
			年号	年	番号	条	項	号	附則			
1 納入主任が現金を収納した場合の領収証書の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	45				7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
2 組合員証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	93	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
3 組合員証の返付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	95	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
4 組合員証の再交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	96	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
5 検認、更新後の組合員証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	97	3			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
6 遠隔地被扶養者証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	100	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
7 記載事項変更後の遠隔地被扶養者証の返付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	100	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
8 遠隔地被扶養者証の再交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	100	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
9 検認後の遠隔地被扶養者証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	100	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
10 継続療養証明書交付申請書の受領後の継続療養証明書 の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	105	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
11 継続療養証明書の記載事項変更後の返付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	105	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
12 継続療養証明書の再交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	105	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
13 検認後の継続療養証明書の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	105	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
14 標準負担額減額認定証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	106の3	3			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
15 標準負担額減額認定証の記載事項の変更後の返付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	106の3	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
16 標準負担額減額認定証の再交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	106の3	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
17 検認後の標準負担額減額認定証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	106の3	4			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
18 特定疾病療養受療証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	110の5	3			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
19 特定疾病療養受療証の記載事項変更後の返付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	110の5	6			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
20 特定疾病療養受療証再交付申請書の再交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	110の5	6			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
21 検認後の特定疾病療養受療証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	110の5	6			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
22 年金証書の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	155	1			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
23 年金証書の再交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	156	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
24 年金証書の記載事項の変更後の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	159	3			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
25 再び組合員となった旨を記載した年金証書の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	160	2			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
26 任意継続組合員に係る申出を受領した場合の任意継続 組合員証の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	184	1			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
27 任意継続組合員証再交付申請書の受領後の交付	地方公務員等共済組合法施行規程	3	3	37	352	184	3			7	1	共管官庁(総務省・文科省)との調整。
28 累積点数の通知	自動車安全運転センター法	3	3	50	57	29	1	1		7	3	オンライン化した場合に、到達するか否かは受領する側の裁量によることとなるため。
手続数合計		28										

注 1. 法令種別 欄には、1 法律、2 政令(勅令を含む。)、3 府省令、4 告示 を記入。

注 2. 手続タイプ 欄には、1 不服申立て、2 準司法的手続、3 処分(申請に対する処分を除く。)、4 行政指導、5 公示 閲覧 縦覧等、6 行政機関等間の手続、7 その他 を記入。

注 3. オンライン化できない理由 欄には、1 申請時に電磁的記録に代えることが困難な現物の提示を要する場合、2 申請者への対面審査(出頭の義務付け)を要する場合、3 その他の場合(手続の性質によりオンライン化条件整備ができないものに限る。)

4 オンライン化条件整備はするが平成 15年度までに実施困難な場合 を記入。